

交通安全功労個人の審査基準

1 基本的考え方

- (1) 長野県交通安全運動推進本部顕彰規程別表の2の顕彰基準に基づくが、役職に伴う仕事のみの実績だけでなく、個人としての具体的な活動内容が基準となる。
- (2) 別表の2中「長年にわたって労務を提供」とは、10年以上とする。
- (3) 運転免許を有する者については、原則として過去5年間無事故無違反であること。

2 具体的事例

(顕彰推薦書の「交通安全に功労があったと認められる具体的事項」欄の記述)

○下記記述例は、役職に伴う仕事に関する記述であり、表彰対象にはできない。

例1

○○年△月
□□□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇◇支部理事に就任
○○年△月
□□□□□□□□□□□□協会◇◇◇◇◇◇支部長に就任
□□協会○○支部長として、組織の円滑な運営と事業の推進に多大な貢献をしている。

○例2～4 は具体的な記述となっており、表彰対象になる。

例2 ○○年から、居住地に所在する△△小学校に働きかけて、同校に自転車クラブを発足させ、以来毎年交通安全子供自転車大会に参加させる等、同校生徒に対し積極的な交通安全指導を実施し、学童の交通安全事故防止に尽力している。

例3 自転車業を営む傍ら、小学校児童の自転車整備をボランティアで20数年にわたり行ってきました。交通安全教室へも参加され、正しい自転車の乗り方などを指導する等、交通安全に対して意欲的かつ持続的に活動している。

例4 広報用立看板の作成
スピード抑制、シートベルト着用、無灯火自転車への警告等々、手作りの立看板を町内へ掲出広報を継続したところ、形状や内容がユニークであると新聞に報道され、更に広報効果を高めた。